

平成 24 年 4 月 13 日

防災対策部

県災害対策本部の体制について

東日本大震災及び紀伊半島大水害の教訓を踏まえ、災害対策本部組織の見直しを行い、昨年度末までに、災害対策本部新体制について了承を得、また、災害対策統括部における各職、所掌事務について各部局等から意見をいただいたところ です。

本日の会議においては、昨年度の了解事項等について確認させていただき、次のステップとして所掌事務及び活動職員数等の詳細を計画的に詰めていきたいと考えています。

また、先日 4 月 3 日に暴風警報が発表されたため、災害対策本部を設置し、災害対策統括部総括部隊（総括班、情報班、総務班、広聴広報班）を立ち上げ、情報収集等に従事したところ です。

今後、出水期には大雨警報等により災害対策本部を設置し、活動を展開することが予想されるため、できる限り速やかに詳細を確定し、災害対応に備える体制を整備していく必要があります。

なお、詳細確定後も、図上訓練等により、災害対策統括部各部隊の活動の流れを検証しつつ、活動の実効性を高めるとともに、災害対策統括部に従事すべき職員数、所掌事務等を検証・見直したう え、充実を図っていきますので、各部局等のご理解ご協力をお願いします。

1 見直しの必要性及び見直しのポイント等について【別紙 1】

(H24. 3. 5 総合経営会議 了承事項)

(1) 見直しの必要性

- ① 東日本大震災の教訓をふまえ、今世紀前半の発生が危惧される東海・東南海・南海地震に備え、初動期から応急・復旧期の対応まで災害対応ができる仕組みづくりを行います。
- ② 紀伊半島大水害での活動の課題である「活動体制」「情報収集」「情報分析及び対策立案」「人的支援」「情報提供」を解決できる組織体制とします。

(2) 見直しのポイント

- ① 危機管理統括監のもと一体的な災害対策を行える「災害対策統括部」の設置
- ② 災害対策統括部に対応方針の立案や関係部局との調整を行う「部隊」の設置
- ③ 情報収集、市町支援等人的支援体制の確立を目的とした「派遣班」の設置
- ④ 臨機応変に対応検討等を行うための「災害対策統括会議」の設置
- ⑤ 災害対策統括部の部隊各班の所掌事務等の明確化

(3) 災害の規模等に応じた災害対策統括部の動き（イメージ）について【別紙 2】

警報等発表後、甚大な被害が見込まれない場合は、4 月 3 日に設置した災害対策本部と同様に災害対策統括部総括部隊を立ち上げ、情報収集・分析、対策立案に従事するとともに、各部局等も従前のとおり要員等配備します。

2 災害対策統括部の所掌事務等について(H24.3.23災害担当室会議 説明・意見照会事項)
災害対策統括部にかかる各部隊長等の充て職及び所掌事務とも各部局等からの意見をできる限り反映させるよう検討していきます。

(1) 部隊長等の充て職について

部隊長、副部隊長、隊長及び班長については、下記の考え方にに基づき、【別紙3】のとおりとしますが、災害の規模に応じて、柔軟な体制で活動できるようにしていきます。

① 各部隊の業務と平時の業務を鑑み、平時の業務と連続性のある部隊

→ 原則として平時の業務を所管する部局長等

② 災害時にのみ発生する業務

→ 平時の業務と直接関係のない部局長等

(2) 所掌事務について

各部局等からのご意見も反映しつつ、【別紙4】のとおり整理を進めています。

そして今後は、図上訓練等の反省検討を踏まえて、必要に応じて所掌事務の充実及び所掌事務と対応部課との関係整理を行っていきたいと考えています。

3 災害対策本部における情報提供のあり方について

昨年の紀伊半島大水害時において、現行の「消防庁様式」の報告書式を用いた情報提供方法が分かりづらいという課題があったことから、情報提供のあり方について検討を進めています。

4月3日の災害対策本部設置時には、暫定的に【別紙5】の様式で情報提供を行いました。今後、引き続き災害広報のあり方について関係者で協議していきます。

また、ホームページでの情報提供についても、より分かりやすいものとするため、今年度に改修を予定しています。

4 災害対策統括部の実践的対応能力向上スケジュールについて

今後のスケジュールについては、【別紙6】のとおり進めていきたいと考えていますので、各部局等のご理解ご協力をお願いします。

三重県災害対策本部組織の見直しについて

1 三重県災害対策本部組織の見直しに至る経緯

(1) 現行の災害対策本部組織構築の経緯

平成16年9月5日に発生した紀伊半島南東沖を震源とする地震や9月29日からの台風21号による豪雨時の災害対応をふまえ、平成17年度に災害救助法が適用されるような大規模災害の場合に、一体となって効果的な初動対策を実施できるよう災害対策本部及び地方部の見直しを実施した。

特に、初動期の救出・救助対策、救援物資の提供、医療対策、輸送対策などの災害初動時特有の業務の立案や関係部との調整機能を事務局総括班に位置づけるなど、災害対策本部事務局機能の充実を図った。

(2) 今回の見直しの必要性

(a) 東日本大震災の教訓をふまえ、今世紀前半の発生が危惧される東海・東南海・南海地震に備え、県の災害対応体制について更なる充実強化を図る必要がある。

[課題] 初動期から応急・復旧期の対応まで災害対応ができる仕組みづくり

東日本大震災のような大規模広域災害が発生した場合、災害対応は長期化することが見込まれるため、初動期の救出・救助対策、救援物資の提供、医療対策、輸送対策だけでなく、応急・復旧期の被災者支援対策や災害廃棄物対策等の活動を災害対策本部において総合的に調整できる仕組みが必要である。

(b) 紀伊半島大水害での災害対策本部活動の課題を検証するなかで、課題解決に向けた組織体制とする必要がある。

[課題1] 活動体制

現行の活動体制では、災害対応体制へ移行するための基準等が明確でなく、結果として、日常の業務体制から非日常の災害対応体制への切り替えが徹底できなかった。このことから、平時部局の業務を災害対応に即して再編成し、また災害時の活動体制を明確化することで、非日常の災害対応体制に移行するタイミングを分かりやすくする必要がある。

[課題2] 情報収集

市町、関係機関及び各部からの情報を正確に把握するのに時間を要したことから、各部の所掌事務にかかる情報を組織横断的に収集し、危機管理統括監へ情報が一元化されるよう活動体制を整備する必要がある。

また、防災行政無線や衛星携帯電話等多様な通信手段を積極的に活用するとともに、市町が被災した場合に市町職員が災害対応に追われることを想定し、県職員を被災地へ派遣し情報が収集できる体制を整備する必要がある。

[課題3] 情報分析及び対策立案

情報収集作業が事実確認に止まり、情報分析から対策の立案・実行へと展開できなかったことから、各部の所掌事務にかかる情報を組織横断的に整理・分析し、危機管理統括監が対策立案において、本部長の迅速な意思決定を行う際の支援ができるような体制を整備する必要がある。

また、本部長が災害予防や災害応急対策の実施の推進に関する方針等を決定する仕組みを明確にするため、本部長以下、危機管理統括監等を主要メンバーとする会議を設置する必要がある。

[課題4] 人的支援

市町への人的支援の実施に時間を要したことから、被害の危険性が高まった段階において、被災市町の情報収集及び災害対策支援を担う緊急派遣チームを整備するとともに、被害発生後に、県職員と市町職員により編成された被災市町行政支援を担う応援派遣チームを整備する必要がある。

[課題5] 情報提供

災害状況や災害対策本部の取組状況をスムーズに広報（情報提供）することができなかった。ホームページでの分かりやすい防災情報の提供方法を構築するとともに、県の対応状況等を構成員等で共有する本部員会議を引き続き公開とし、県民に対しても情報発信できる機会を多く設定しておく必要がある。

(3) その他、今回の見直しにおいて考慮した事項

- (a) 上記課題をふまえて、意思決定・指揮命令が一元化できる組織とする。
- (b) 危機管理統括監の設置など、来年度の組織改編に沿ったものとする。
- (c) すでに災害対応で実績のある他府県の組織例も参考とする。

2 三重県災害対策本部組織の見直しのポイント ※新組織図は「別図」のとおり

- (1) 危機管理統括監のもと一体的な災害対策を行える「災害対策統括部」の設置
- (2) 災害対策統括部に対応方針の立案や関係部局との調整を行う「部隊」の設置
- (3) 情報収集、市町支援等人的支援体制の確立を目的とした「派遣班」の設置
- (4) 臨機応変に対応検討等を行うための「災害対策統括会議」の設置
- (5) 災害対策統括部の部隊各班の事務分掌等の明確化

(1) 危機管理統括監のもと一体的な災害対策を行える「災害対策統括部」の設置

災害時は、本部長の強いリーダーシップのもと、全庁的な対応が求められるが、現在の「事務局」体制では、応急、復旧期における各部の対応状況を総合的に把握するとともに、本部長の意思決定を強力に支援する体制が十分に整備されていなかった。

そのため、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする「災害対策統括部」を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における本部長の意思決定を支援し、全庁が一体となって災害対応を行うことができる体制を構築する。

(2) 災害対策統括部に対応方針の立案や関係部局との調整を行う「部隊」の設置

現行の災害対策本部事務局においても輸送G、医療Gなど初動対応業務に即した各部横断的な組織が設置されているが、事務局で所掌する災害時の業務の範囲が限定されているため、本部長が災害状況を迅速かつ一元的に把握し、災害対策を立案して実行することがなかなか容易でない仕組みとなっている。

そのため、災害対策統括部の中に、組織の縦割りを排除し、災害時に把握すべき情報が漏れなく把握できるとともに、発生するすべての業務のカテゴリーに応じた事務をそれぞれ処理することのできる部局長をリーダーとした部隊を編成することにより、本部長及び危機管理統括監のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整備する。

(3) 情報収集、市町支援等人的支援体制の確立を目的とした「派遣班」の設置

現在の事務局には派遣に特化した体制がないため、災害対策統括部総括部隊に派遣班を設置し、災害発生が危惧される時点から人員派遣がスムーズに実施できる体制を整備する。

(4) 臨機応変に対応検討等を行うための「災害対策統括会議」の設置

現在の本部員会議は、各部局等からの活動報告が主となり、方針等にかかる具体的な議論まで発展しない状況である。また、図上訓練においても同じような状況で

あり、災害予防や災害応急対策の実施の推進に関する事項について、具体的な議論が交わされる場として十分な機能を発揮していない。

そこで、対策立案機能の強化を目的に、本部長が災害予防や災害応急対策の実施の推進に関する方針等を決定する仕組みを明確にし、緊急かつ迅速に対処すべき事案について検討するため、災害対策統括会議を設置する。

なお、本部員会議は、基本的に、本部長からの指示、災害対策統括会議で決定した方針等の承認、その他の報告等を行う場とし、また、公開で開催することによって、県が一体となって災害対応に取り組んでいる姿勢を県民へ発信する場とする。

(5) 災害対策統括部の部隊各班の事務分掌等の明確化

現行の事務局の班、グループでは、災害対策要員の人員が明確でないため、部隊において災害対応業務を行う災害対策要員の事務分掌、名簿等を整備し、発災時に「どの班」が、「どのような業務」を「どういう人員」で実施するかを明確にする。

また、事務分掌については、平時の各部局単位でなく、部隊ごとに整理し、同時に各事務の平時部局において対応すべき所属等についても明らかにしておくこととする。

3 新体制の施行時期等について

危機管理統括監のもと、災害対策要員の名簿等の整理を行い、研修、訓練を実施して、体制を整備していくこととする。

《参考》見直しにかかる庁内会議開催状況

- 1月26日 ○災害担当室会議（課長級）
 - 1月27日 ○県民センター所長会議
 - 2月 2日 ○総合経営会議
 - 2月 7日 ○防災対策会議幹事会（本庁＋県民センター）
 - 2月24日 ○防災対策会議幹事会
 - 2月27日 ○県民センター室長会議
 - 3月 5日 ○総合経営会議
 - 3月 9日 ○防災農水商工常任委員会
 - 3月23日 ○災害担当室会議（課長級）
 - 3月27日 ○三重県防災会議幹事会
-
- 4月12日 ○防災対策会議幹事会
 - 4月13日 ○政策会議



災害の規模に応じた災害対策統括部の動きについて

1 警戒体制（災害の規模(レベル1、2)を想定)

(1) 警報等が県内に発表されたとき

- ・災害対策本部を設置し、災害対策統括部総括部隊（総括班、情報班、総務班、広聴広報班）を立ち上げ、市町、各部局等及び関係機関からの情報収集・分析、対策立案に従事します。なお、各部局においても情報収集要員など必要な配備をします。
- ・必要に応じ、災害対策統括会議を開催します。…※
- ・必要に応じ、派遣班は職員派遣の規模等の検討を行います。

(2) 災害の発生が予測されるとき

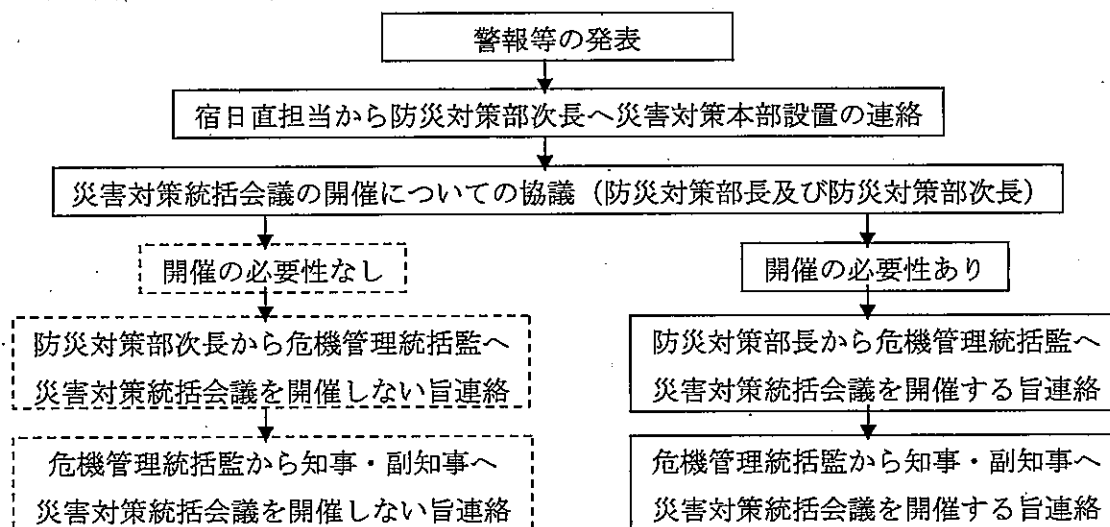
- ・災害対策統括部長等の指示により、必要な部隊を立ち上げ、災害発生に備えます。
- ・派遣班は、災害発生が予測される地域を所管する地方部等へ防災対策部職員をはじめとする職員を派遣します（派遣人員等は災害対策統括部長等の判断による）。

2 非常体制（災害の規模(レベル3、4)を想定)

- ・災害対策統括部のすべての部隊を立ち上げ、活動を開始します。

※災害対策統括会議の開催について

災害対策統括会議の開催決定の流れについては、下記のとおりです。また、災害対策統括会議が開催される場合には、気象情報等から災害の規模（レベル1～4）を予測し、災害対策統括部各部隊の配置や災害対策統括部で活動する職員の規模を決定します。



[参考] 災害の規模（レベル1～4）

- 《レベル1》被害がないか、軽微な被害で基本的に市町で対応可能な場合
→（参考）大雨警報、洪水警報等で特に大きな被害のない場合
- 《レベル2》県内に被害が発生し、県及び県内市町で応援可能な場合
→（参考）紀伊半島大水害（H23 台風12号）、H16 台風21号
- 《レベル3》県内に甚大な被害が発生し、隣接府県からの応援が必要な場合
- 《レベル4》県内全域に甚大な被害が発生し、全国的な応援が必要な場合
→（参考）伊勢湾台風（S34 台風15号）

災害対策統括部各部隊長等（案）

災害対策統括部	部長	危機管理統括監	
	副部長	防災対策部長	

総括部隊	部隊長	防災対策部長	
	副部隊長	戦略企画部長	
	副部隊長	総務部長	
	副部隊長	出納局長	
総括隊	隊長	防災対策部次長	
総括班	班長	防災対策部	災害対策課長
情報班	班長	防災対策部	防災企画・地域支援課長
救助班	班長	防災対策部	消防・保安課長
(受入支援)派遣班	班長	防災対策部次長	
総務広報隊	隊長	防災対策部副部長	
総務班	班長	防災対策部	防災対策総務課長
庁舎管理・車両班	班長	総務部	管財課長
渉外班	班長	戦略企画部	政策提言・広域連携課長
広聴広報班	班長	戦略企画部	広聴広報課長

社会基盤対策部隊	部隊長	県土整備部長	
	副部隊長	農林水産部長	
	副部隊長	環境生活部廃棄物対策局長	
	副部隊長	企業庁長	
施設整備隊	隊長	県土整備部	基盤分野担当次長
	副隊長	農林水産部	基盤分野担当次長
	副隊長	企業庁	次長
情報収集・分析班	班長	県土整備部	人権・危機管理監
公共土木対策班	班長	県土整備部	施設災害対策課長
農林水産対策班	班長	農林水産部	人権・危機管理監
上水道・工業用水道・電気班	班長	企業庁	危機管理・事業管理監兼 RDF 発電監
廃棄物対策隊	隊長	環境生活部廃棄物対策局	廃棄物対策主管課長
情報収集・分析班	班長	環境生活部廃棄物対策局	廃棄物対策主管課長
廃棄物処理支援班	班長	環境生活部廃棄物対策局	廃棄物対策副主管課長

※ 災害の規模・内容等に応じ、各職の指定や組織編成等については柔軟な体制をとります。

保健医療部隊	部隊長	健康福祉部長	
	副部隊長	健康福祉部医療対策局長	

	副部隊長	病院事業庁長	
情報収集・分析班	班長	健康福祉部医療対策局	医療企画課長
医療活動支援班	班長	健康福祉部医療対策局	地域医療推進課長
保健衛生班	班長	健康福祉部	人権・危機管理監

救援物資部隊	部隊長	地域連携部長	
	副部隊長	地域連携部スポーツ推進局長	
	副部隊長	地域連携部南部地域活性化局長	
情報収集・分析班	班長	地域連携部	人権・危機管理監
物資調整班	班長	地域連携部	人権・危機管理監

被災者支援部隊	部隊長	環境生活部長	
	副部隊長	子ども・家庭局長	
	副部隊長	教育長	
被災者支援隊	隊長	環境生活部	環境生活総務課長
情報収集・分析班	班長	環境生活部	環境生活総務課長
避難者支援班	班長	地域連携部	地域支援課長
応急住宅班	班長	県土整備部	住宅課長
水道応援班	班長	環境生活部	大気・水環境課長
ボランティア班	班長	環境生活部	男女共同参画・NPO課長
教育対策隊	隊長	教育委員会事務局	学校防災推進監
情報収集・分析班	班長	教育委員会事務局	学校防災推進監
教育対策班	班長	教育委員会事務局	学習支援分野主管課長

生活・経済再建支援部隊	部隊長	雇用経済部長	
	副部隊長	観光・国際局長	
情報収集・分析班	班長	雇用経済部	人権・危機管理監
生活再建支援班	班長	防災対策部	被災者生活再建支援担当課長
事業者再建支援班	班長	雇用経済部	金融経営課長
義援金受入・配分班	班長	健康福祉部	地域福祉国保課長

警察部隊	部隊長	警察本部長	
	副部隊長	警備部長	
	副部隊長	警務部長	

災害対策統括部所掌事務一覧（案）

1 総括部隊

総括隊
総括班
災害対策統括部の総括に関すること
現地災害対策本部及び地方部の設置・運営に関すること
関係機関及び各部隊との連絡及び調整に関すること
県災对本部の設置・廃止の検討に関すること
本部員会議、災害対策統括会議等の運営に関すること
情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関すること
緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討に関すること
本部長指示等の伝達に関すること
災害応急対策の実施状況の把握及び進捗管理に関すること
国、全国知事会、他府県等への応援要請の要否の決定に関すること
緊急派遣チーム（仮称）の派遣の要否の決定に関すること
災害救助法の適用の要否の決定に関すること
被災者生活再建支援法の適用の要否の決定に関すること
災害警戒、注意喚起の発信に関すること
避難勧告・避難指示のかかる助言に関すること
所掌事務外事案の対応調整に関すること
情報班
気象情報等の収集及び伝達に関すること
被害状況の収集、整理に関すること
災害応急対策の実施状況等の伝達に関すること
国、全国知事会、他府県等への被害状況等の報告に関すること
避難所・避難者等情報の把握に関すること
救助班
自衛隊の災害派遣要請、活動調整及び撤収要請に関すること
県内消防機関との連絡調整に関すること
防災ヘリコプターの運航管理、活動調整に関すること
緊急消防援助隊の出動要請に関すること
消防応援活動調整本部の運営に関すること
第四管区海上保安本部への応急措置の実施要請及び活動調整に関すること
サイレントタイムの設定に関すること
避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保に関すること
（支援受入）派遣班
緊急派遣チーム（仮称）の派遣に関すること

市町からの応援要請文書の收受に関すること

応援にかかる調整に関すること

国、全国知事会、他府県等への職員応援にかかる要請、受入調整に関すること

総務広報隊

総務班

各部班の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること

災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関すること

職員の健康管理に関すること

職員のり災給付に関すること

総務事務システムの運用に関すること

災害関係費の予算に関すること

防災通信ネットワークの通信の確保に関すること

行政情報ネットワークの災害対策に関すること

物品調達(各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く)及び出納に関すること

出納事務(緊急支払い)に関すること

財務会計システムの運用に関すること

国、他府県等の災害応援職員の宿舍確保に関すること

本部職員等の食料・寝具等の確保に関すること

庁舎管理・車両班

県有車両(集中管理自動車)の配車に関すること

災害救助用臨時専用電話の施設に関すること

渉外班

政府、政党、中央省庁等への提言事項等の取りまとめに関すること

災害見舞いに関すること

本部長、副本部長の秘書に関すること

県内外からの視察、慰問、激励等にかかる調整に関すること

広聴広報班

報道機関との連絡調整に関すること。

県民への呼びかけ等知事会見に関すること。

県ホームページの管理に関すること。

各種広報媒体を活用した県民等への広報に関すること。

県民からの問い合わせ、要望、意見に関すること。

災害写真等の収集・整理に関すること。

2 社会基盤対策部隊

施設整備隊

情報収集・分析班

部隊内の総合調整に関すること

統括部隊との連絡調整に関すること

部隊内の情報整理に関すること

部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること

公共土木対策班

本部の輸送対策に関すること

水防本部に関すること

道路情報の把握と提供に関すること

道路パトロールの実施と応急措置に関すること

異常時における事前通行規制に関すること

建設業者の確保に関すること

道路及び橋梁の応急補修に関すること

港湾施設及び海岸施設の応急補修に関すること

河川の応急補修・破堤、越水情報・水位情報・ダム情報の収集に関すること

砂防施設等の応急補修、土砂災害関連情報の収集・発信に関すること

都市公園施設の応急補修に関すること

下水道施設の応急補修に関すること

部内の災害対応事業用地に関すること

営繕工事中の現場の保全指導に関すること

県有施設の災害復旧工事の設計施行に関すること

気象予警報の受理及び伝達に関すること

復旧資機材の確保に関すること

道路の応急措置に関すること

施設被災情報の収集に関すること

農林水産対策班

林道等施設の応急復旧に関すること

治山施設の応急復旧に関すること

災害時における地滑り及び崩壊地の安全対策に関すること

林産物に対する応急措置に関すること

林野火災対策に関すること

自然公園等施設の災害対策に関すること

被災農作物の応急技術対策に関すること

農地及び農業用施設の応急復旧及び農地への湛水の応急復旧に関すること

漁港施設等の応急補修に関すること

被災農作物の種苗対策に関すること

家畜伝染病予防に関すること

り災家畜収容に関すること

水産業関係機関との連絡調整に関すること

油流出等海洋汚染に関すること

農道等の応急復旧に関すること

農業関係団体との連絡調整に関すること

上下水道・工業用水道電気班
水道・工業用水道事業の復旧・給水調整に関すること
水質管理に関すること
電気事業の復旧調整に関すること
応急救援物品の点検・調達に関すること
廃棄物対策隊
情報収集・分析班
隊内の調整に関すること
市町廃棄物処理施設の被害状況の把握に関すること
廃棄物の発生量推計および処理状況に関すること
市町仮置場の開設状況等にかかる情報収集に関すること
廃棄物処理支援班
県災害廃棄物応援協定に基づく市町等広域要請・調整に関すること
ごみ処理に関する関係団体への応援要請・調整に関すること
し尿処理に関する関係団体への応援要請・調整に関すること
国、他府県への応援要請に関すること
廃棄物処理への技術的支援に関すること

3 保健医療部隊

情報収集・分析班
部隊内の総合調整に関すること
統括部隊との連絡調整に関すること
部隊内の情報整理に関すること
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること
医療活動支援班
本部の医療対策に関すること
医療救護班等の編成及び派遣に関すること
入院治療を要するものの収容に関すること
輸血用血液の供給に関すること
医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること
県立病院相互の連絡調整に関すること
県立病院の災害対策に関すること
保健衛生班
災害救助法の適用及び運用に関すること
食品衛生に関すること
広域火葬計画に関すること
防疫に関すること
保健師の派遣に関すること
毒物劇物取扱い施設に関すること

食生活指導の支援に関する事

4 救援物資部隊

情報収集・分析班
部隊内の総合調整に関する事
統括部隊との連絡調整に関する事
部隊内の情報整理に関する事
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事
物資調整班
救援物資要請情報の収集・整理に関する事
救援物資ニーズの把握に関する事
生活必需物資等の調達に関する事
救助用主食の供給に関する事
救助用副食物の供給に関する事
生活必需品、応急食料等緊急物資の調達に関する事
関係機関、協定締結団体等への協力要請に関する事

被災者支援部隊

5 被災者支援隊

情報収集・分析班
部隊内の総合調整に関する事
統括部隊との連絡調整に関する事
部隊内の情報整理に関する事
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関する事
避難者支援班
り災市町の行政指導に関する事
児童福祉施設開設運営に関する事
児童及び母子世帯の援護対策に関する事
高齢者・障がい者の援護対策に関する事
外国人への情報提供に関する事
海外支援の受入の調整に関する事
水環境の保全に関する事
大気環境の保全に関する事
避難所でのペットの扱いに係る助言に関する事
水道応援班
水道水の供給に関する事
応急給水活動の参加に関する事
応急住宅班
被災宅地応急危険度判定支援本部の業務に関する事

県営住宅の応急補修及び災害復旧工事の設計施工に関すること
ボランティア班
みえ災害ボランティア支援センターに関すること
ボランティアの受入の総合調整に関すること
教育対策隊
情報収集・分析班
隊内の総合調整に関すること
部隊との連絡調整に関すること
隊内の情報整理に関すること
隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること
教育対策班
私立学校の災害対策に関すること
被災児童生徒の安全確保に関すること
被災児童生徒の保健管理に関すること
被災児童生徒の修学に関すること
被災児童生徒への教科書等の支給に関すること
教職員の災害対策のための動員確保に関すること
教職員のり災給付に関すること
公立学校施設の災害に関すること
災害時における学校給食対策に関すること
県立高校の休校措置等の情報収集に関すること
県立特別支援学校の休校措置等の情報収集に関すること
公立小中学校の休校措置等の情報収集に関すること
社会教育施設の災害対策に関すること
社会体育施設の災害対策に関すること
文化財等の災害対策に関すること
総合教育センターの災害対策に関すること
被災児童生徒に対する避難に関すること

6 生活・経済再建支援部隊

情報収集・分析班
部隊内の総合調整に関すること
統括部隊との連絡調整に関すること
部隊内の情報整理に関すること
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること
生活再建支援班
り災による県税の減免に関すること
被災者生活再建支援法の適用及び運用に関すること
生活必需物資等の需給等の監視・指導に関すること

雇用情報の提供に関すること
被災者に対する災害弔慰金の支給に関すること
被災者に対する災害援護資金の貸付に関すること
事業者再建支援班
職業能力開発施設の災害対策に関すること
災害救助に協力する訓練生の連絡調整に関すること
被災中小企業の融資及び経営相談に関すること
中小企業の災害対策に関すること
立地企業の災害対策に関すること
義援金受入・配分班
災害義援金品の受入・配分
災害義援金の保管に関すること

7 警察部隊

※「三重県警察防災警備計画(三重県警察大震災活動要領)」に基づき実施するものとする。

部隊内の総合調整に関すること
警備部隊の出動及び運用に関すること
災害警備情報の収集・分析に関すること
警備用資機材の配分・補給等に関すること
漂流物の処理に関すること
各種警察相談に関すること
警察用航空機等の運用に関すること
犯罪の予防等に関すること
警察通信の運用・統制に関すること
銃砲等危険物対策に関すること
犯罪の捜査・検挙に関すること
通訳人の確保及び運用に関すること
死体の検視に関すること
交通状況の把握に関すること
交通の確保及び統制に関すること
緊急輸送車両の取扱いに関すること
輸送機関との連絡に関すること
通信施設の管理に関すること
機動通信隊の運用に関すること
非常通信に関すること



平成24年4月3日「暴風」警報による被害状況等について（最終報）

※ 下線部は前回報告からの変更箇所です。

1. 災害対策本部設置状況について

暴風警報発表 6時22分

（伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、尾鷲市、熊野市、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町）

強風注意報に切り替え 18時39分

県災害対策本部設置 6時22分

2. 被害状況について（平成24年4月3日18:45現在）

1 人的被害

負傷者3名

軽傷3名（伊勢市：2名、鳥羽市：1名）

2 避難の状況

伊勢市 0世帯0名（自主避難）

玉城町 0世帯0名（自主避難）

熊野市 0世帯0名（自主避難）

3 住家被害

なし

4 停電の状況

四日市市：復旧済み（ピーク戸数400戸）

鳥羽市：100戸未満（ピーク戸数400戸）

志摩市：200戸（ピーク戸数1400戸）

5 道路の状況

県道1路線：通行止め

※ 詳細は別紙を参照ください。

6 公共交通機関の状況

津エアポートライン	欠航中	松阪、津～セントレア
鳥羽市営定期船	一部欠航中	神島航路を除いて、一時再開
伊勢湾フェリー	欠航中	鳥羽～伊良湖
J R 東海（参宮線）	復旧済み	伊勢市～鳥羽
J R 東海（紀勢本線）	復旧済み	尾鷲～新宮
	復旧済み	高茶屋～松阪
J R 東海（名松線）	運転見合わせ	松阪～家城

7 その他被害

紀北町：車両の横転

報告日時	市町	地区	場所	避難所名	現在世帯数	現在人数	ピーク中 帯数	ピーク数	発生種類	解除日時	備考
2012年04月03日 12時11分	伊勢市	厚生		伊勢市福祉健康センター	0	0	1	1	自主	2012年04月03日 17時14分	
2012年04月03日 12時0分	熊野市	木本		市底会館	0	0	2	2	自主	2012年04月03日 15時30分	
2012年04月03日 12時0分	玉城町	田丸		玉城町保健福祉会館	0	0	1	2	自主	2012年04月03日 17時30分	
合計 3件											
人の被害(犠牲者数)											
2012年04月03日 15時23分	伊勢市	宮本	速報	強風におおられて転倒					死者数		
2012年04月03日 13時47分	伊勢市	明倫	速報	強風におおられて転倒(打撲)					被害者数		
2012年04月03日 14時47分	鳥羽市	鶴浦	おのおお把握	突風におおられて転倒					被害者数		
合計 3件											
その他の被害											
2012年04月03日 14時10分	紀北町	森島	おのおお把握	停車中の4tトラックの積込					原因		
合計 1件											

発生日時	市町	地区	場所	罹災区	原因	死者数	被害者数	罹災者数	罹災者数	備考
2012年04月03日 12時0分	東道		阿児橋南鳥羽橋	三重県志摩市 - 三重県志摩市	風					強風のため県道閉鎖中(暫定)
2012年04月03日 14時40分	東道		三木里インター横(暫定線)	尾鷲市三木里町(R311交差点) - 尾鷲市三木里町(三木里C)	風					強風のため県道閉鎖中(暫定)
2012年04月03日 14時25分	高遠道線		伊勢海岸自動車道	みえ川越 - 飛鳥	風					強風のため全面通行止め
合計 3件										

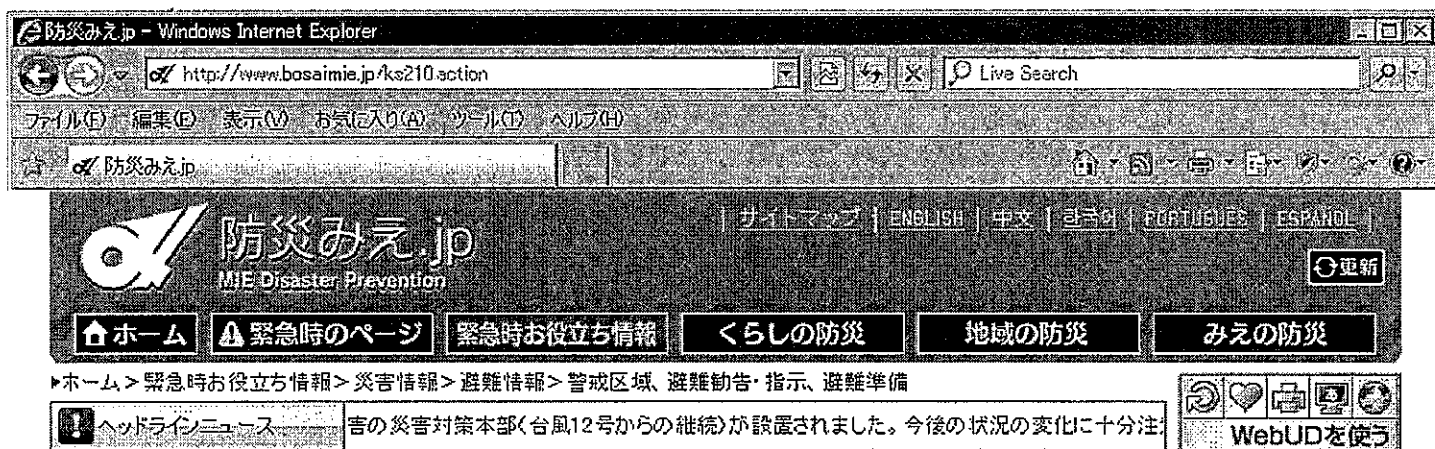
発生日時	市町	地区	場所	罹災区	原因	発生時刻	復旧見込日時	備考
2012年04月03日 0時0分	津エリアポータル		松阪、津 - セントレア	松阪 - 津	風による	運休	4月3日終日運休	
2012年04月03日 12時35分	鳥羽市定航船		神島航路 -	神島による	運休	10:25 神島航路欠航 12:35 全航路欠航 16:45 神島航路以外一時的に再開 (寄港航路は和真止め)		
2012年04月03日 10時50分	伊勢湾フェリー		鳥羽 - 伊島湖	風による	運休			
2012年04月03日 12時0分	JR東海		伊勢市 - 鳥羽	風による	運転見合わせ	2012年04月03日 18時13分		
2012年04月03日 15時0分	JR東海		鳥羽 - 新宮	風による	運転見合わせ	2012年04月03日 16時56分		
2012年04月03日 17時34分	JR東海		高松原 - 松阪	風の影響	運転見合わせ	2012年04月03日 18時6分		
2012年04月03日 17時34分	JR東海		松阪 - 蟹城	風の影響	運転見合わせ			
合計 7件								

発生日時	市町	事業種別	罹災区	原因	発生時刻	ピーク数	罹災者数	原因	復旧見込日時	備考
2012年04月03日 11時39分	四日市市	中部電力	西日野、東日野	不明	停電	0	400	不明	2012年04月03日 12時35分	
2012年04月03日 17時25分	鳥羽市	中部電力	鳥羽市 相違町の一部	不明	停電	100	400	不明		1800現在停電数100戸未満
2012年04月03日 15時55分	志摩市	中部電力	志摩市 大玉町 波切の一部	不明	停電	200	1400	不明		
合計 3件										

ピーク数	発生世帯数	発生人数
指示	0	0
勧告	0	0
避難準備	0	0
自主	4	5
合計	4	5

現在状況	発生世帯数	発生人数
指示	0	0
勧告	0	0
避難準備	0	0
自主	0	0
合計	0	0

防災みえ.jp イメージ図



緊急時お役立ち情報

災害情報
 気象情報
 地震・津波情報
 交通・道路情報
 ライフライン情報
 災害拠点情報

災害情報

被害情報
 避難情報
 避難情報(一覧)
 休校情報
 リンク

避難情報：警戒区域、避難勧告・指示、避難準備
 | 警戒区域、避難勧告・指示、避難準備 | 避難所の開設状況
■以下の市町・地域で情報があります。(2011年09月21日 21時57分 更新)

市町	指示		勧告		避難準備	
	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数
津市	190	481	462	1016		
亀山市			187	520		
熊野市			254	251		
大台町			9	16	58	110
紀北町					153	346
御浜町			91	186	1251	2866
紀宝町	305	622	2016	4597		
合計	495	1103	3019	6586	1462	3322

市町	地区	場所	区分	状態	対象世帯	対象人数	発生日時	解除日時
津市	安東		勧告	解除	142	333	09月21日 11時5分	09月21日 17時30分
津市	南立誠		勧告	解除	320	683	09月21日 11時5分	09月21日 17時30分
津市	高岡	田尻1	指示	解除	101	280	09月21日 13時0分	09月21日 16時20分
津市	波瀬	室の口	指示	解除	89	201	09月21日 13時0分	09月21日 16時20分
亀山市	井田川		勧告	解除	54	150	09月21日 9時0分	09月21日 15時20分
亀山市	井田川		勧告	解除	133	370	09月21日 9時0分	09月21日 15時20分
熊野市	泊	磯崎町	勧告	解除	144	246	09月21日 8時50分	09月21日 17時40分
熊野市	泊	大泊町	勧告	解除	110	205	09月21日 8時50分	09月21日 17時40分
大台町	大杉		勧告	解除	9	16	09月20日 18時0分	09月21日 15時30分
大台町	大杉		避難準備	解除	58	110	09月20日 18時0分	09月21日 15時30分
紀北町	便ノ山	宇山、鷺下、	避難準備	解除	153	346	09月21日 9時30分	09月21日 13時30分
御浜町	阿田和		避難準備	解除	1479	3250	09月20日 17時30分	09月21日 14時50分
御浜町	阿田和	上地地区	勧告	解除	91	186	09月21日 9時50分	09月21日 14時50分
御浜町	市木		避難準備	解除	1251	2866	09月20日 17時30分	09月21日 14時50分
紀宝町	井内		指示	解除	69	147	09月21日 10時50分	09月21日 18時0分
紀宝町	鮎田		指示	解除	236	475	09月21日 11時0分	09月21日 18時0分
紀宝町	鞆殿		勧告	解除	2016	4597	09月21日 9時45分	09月21日 18時0分
					24,656	51,791		合計 17件



災害対策統括部 実践的対応能力向上スケジュール

年 月	平成24年						平成25年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 災害対策統括部組織に関する事項												
① 隊及び班編制	↑											
② 部隊長、副部隊長、隊長、班長	↑											
③ 事務分掌	↑									検証・所掌事務の充実		
④ 活動職員数	↑									検証・所掌事務の充実		
⑤ 統括部職員名簿	↑									検証・所掌事務の充実		
(2) 図上訓練		災害対策統括部 機能別図上訓練 (2回の機能別訓練)	災害対策統括部 運営図上訓練 (第1回図上訓練)	災害対策統括部 設置・運営図上訓練 (第2回図上訓練)							災害対策本部 総合運営図上訓練 (第3回図上訓練)	
(3) 実働訓練		三重県・鈴鹿市総合防災訓練		三重県・鳥羽市防災訓練								

